

「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（案）」について

「地域主権一括法」（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）の施行に伴い、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正されたことから、主務省令を参酌し条例で定めることとなりました。

1 参酌すべき基準

○移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）

2 条例制定の考え方

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第1.0条第2項に基づき、上記1の基準を参酌した上で、特定道路の構造に関する技術的基準を定めるものです。基本的には、省令に準拠しますが、バリアフリー化を推進するため、県が制定している「だれもが住みよいまちづくり条例」の基準も参酌した上で、省令に規定がない、あるいは省令の基準を上回る場合には「だれもが住みよいまちづくり条例」の基準を独自基準として定めることとしています。

※特定道路とは、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって、移動円滑化が特に必要な道路として国が指定する道路。（県管理道路では、岩沼停車場線の0.1kmが特定道路として指定されている。）

3 独自基準

■歩道に排水溝を設ける場合の溝ぶたの構造について（条例案 第11条）		
省令基準	だれもが住みよいまちづくり条例施行規則	独自基準
規定なし	歩道に排水溝を設ける場合には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。	<u>歩道等に排水溝を設ける場合は、つえ、車いすの車輪等が落ちない構造の蓋を設けるものとする。</u>

■エレベーターのかご内の手すりについて（規則で制定予定）		
省令基準	だれもが住みよいまちづくり条例施行規則	独自基準
かご内に手すりを設けること。	かご内の左右両側の側板に手すりを設けること。	かご内の左右両側の側板に手すりを設けること。

■エスカレーター乗降口の両側に設ける移動手すりについて（規則で制定予定）		
省令基準	だれもが住みよいまちづくり条例施行規則	独自基準
規定なし	乗降口の両側に設ける移動手すりの水平部分の長さは、1.2m以上とすること。	乗降口の両側に設ける移動手すりの水平部分の長さは、 <u>1.2m以上とすること。</u>

■自動車駐車場に設置する便所の出入口の有効幅（規則で制定予定）		
省令基準	だれもが住みよいまちづくり条例施行規則	独自基準
出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。	(出入口)幅は、内のを90センチメートル以上とすること。	出入口の有効幅は、 <u>90センチメートル以上とすること。</u>